

新消防庁舎基本実施設計業務委託公募型プロポーザル参加申込に関する質問事項と回答

「新消防庁舎基本実施設計業務委託公募型プロポーザル」参加申込について、以下の質問事項に回答いたします。

No	質問事項	回答
1	様式 2-1 について 注意事項 4 で、「設計事務所の体制については、事業所毎とし、会社全体の人数とはしない。」とございますが、構造や設備の技術者を事業所を横断して取り込む場合は、当該技術者を体制の人数に加えて宜しいでしょうか。	技術者が事業所を横断して取り組むことは差し支えありませんが、一次審査の評価対象はあくまでも事業所毎の人数とします。
2	参加申込者の資格要件等について 床面積 3,700 m ² 以上の公の施設とありますが、消防庁舎の場合、訓練棟などの付属棟を除く庁舎棟面積が 3,700 m ² 以上と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 付属棟等は含まないものとします。
3	様式 4 について 業務概要欄には、基本実施設計業務や工事監理等を記載すれば宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	審査項目について 参加申込書作成要領に同種業務及び類似業務が定義されておりますが、審査項目表—1 では同種業務及び類似業務による評価基準が記載されておられませんのでご教授ください。	同種業務及び類似業務の評価基準での採点に差はありませんが、消防庁舎及び特別豪雪地帯での実績がある場合は、評価基準に加算となります。(審査項目① ii ② i 参照)
5	審査項目について 最優秀者の選定に際し、一次審査の得点と二次審査の得点の合算と考えて宜しいでしょうか。	合算ではありません。 最優秀者の選定は、二次審査の評価点により決定します。
6	特記仕様書 P1 等について 特記仕様書内にある国土交通省告示第 15 号は 98 号と読み替えて宜しいでしょうか。	特記仕様書の「第 15 号」を「第 98 号」に訂正します。
7	特記仕様書 P3 について 1 設計業務の種類⑤ユーティリティ設備とは何かご教授ください。	基本計画の 39 ページをご参照ください。

8	<p>本件実施要項「Ⅲ参加申込者の資格要件等」の(8)の設計業務履行実績について、設計業務に加えて監理業務等も一体になった委託契約の場合、当該設計業務が完了していれば実績とみなされるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>設計業務が完了していれば、実績とみなします。 尚、完了が確認できる書類を添付してください。</p>
9	<p>本件実施要項「Ⅲ参加申込者の資格要件等」の(8)の設計業務履行実績について、延べ床面積とは確認申請等で表示される建築基準法上の面積であるとの理解でよろしいでしょうか</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
10	<p>本件実施要項「Ⅲ参加申込者の資格要件等」の(8)の設計業務履行実績について、対象施設が複数の棟で構成され、かつ一つの設計業務契約で実施された場合、延べ床面積とは当該複数の棟合計値が該当するとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>複数の棟で構成された場合、全体として庁舎の機能を形成しているものであれば、その合計値は該当とします(本庁舎西棟・東棟などに代表されるもの)。ただし、自転車小屋など付属棟として庁舎機能に関わらないものは該当としません。</p>
11	<p>本件審査項目の一次審査の評価配分について、消防庁舎用途や特別豪雪地帯で評価係数を乗じる算出がありますが、実績の内容によっては合計点数が100点を超える場合もあるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
12	<p>本件審査項目の一次審査の評価配分について、事務所と管理技術者の実績に関わる配点計算例がありますが、その計算式にある「1.00」とは件数を表すのでしょうか。左記の通りとした場合、例えば事務所の実績として特別豪雪地帯での消防庁舎の実績が5件あれば、その配点は30点×((5.00×1.05)×(5.00×1.05))=826.87となり、明らかに誤りと思われま</p>	<p>計算式の「1.00」は件数を示すものではなく、定数となっております。 質問にある特別豪雪地帯での消防庁舎の実績が5件あれば、 30点×((1.00×1.05×1.05)×(1.00×1.05×1.05)×(1.00×1.05×1.05)×(1.00×1.05×1.05)×(1.00×1.05×1.05))=48.86点となります。</p>
13	<p>JVによる参加申し込みの場合、評価対象となる有資格者数は、JV構成員の有資格者数合計の人数としてよろしいでしょうか</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
14	<p>本件審査項目の一次審査の評価配分について、消防庁舎用途や特別豪雪地帯での立地で評価係数を乗じる算出がありますが、その対象となる業務の場合、その根拠(用途や立地)をどこに記載するとよろしいでしょうか。またはその根拠となる資料を添付することで証することになるでしょうか。</p>	<p>根拠となる添付資料で確認します。</p>

15	本件審査項目の一次審査の評価項目に管理技術者の手持ち業務件数がありますが、対象となる手持ち業務とは設計業務の手持ち業務との理解でよろしいでしょうか。	設計業務及び監理業務が対象になります。
16	本件「参加申込書作成要領」に「同種の業務」と「類似の業務」の表示がありますが、評価にどのような違いがあるでしょうか。また、同種、類似の業務ごとの区別はどの様式にどのように表示すればよろしいでしょうか。	回答4を参照してください。 様式(様式3・4)への表示については、業務名の記載欄にカッコ書きで同種・類似が分かるように記載してください。
17	二次審査では一次審査の結果(点数や順位等)は持ち越さないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	様式5に協力者(協力事務所)を記載して提出する場合、記載内容は審査の対象にはならないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	本件実施要項「Ⅲ参加申込者の資格要件等」に共同企業体(JV)も参加可能とありますが、資格要件を満たした3者以上の構成も認められるでしょうか。	3者以上の構成も認めます。
20	参加申込書作成要領 P1.1.(2)業務実績に面積指定がありませんが、実施要綱 P2.Ⅲ.(8)に記載がある3,700㎡以上の物が対象と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	参加申込書の作成要領 P1.1.(2)①の公用施設には一般開放していない庁舎、公共用施設には高校・大学、病院等は対象外と考えて宜しいでしょうか。	公用施設の一般公開していない庁舎、公共用施設の高校・大学、病院も対象になります。
22	参加申込書作成要領 P1.1.(9)管理技術者業務実績に面積指定がありませんが、面積制限はないと考えて宜しいでしょうか。	3,700㎡以上の実績となります。
23	実施要綱 P8.VII.2.(2)の予算額は、税抜き金額と考えて宜しいでしょうか。	予算額は税込み金額となります。
24	外構設計は業務に含まれるのでしょうか。	屋外訓練場、職員及び来客者用駐車場、ヘリポートと外構は密接に関係することから、本業務に外構設計は含むものとします。

25	測量業務、地質調査業務、開発行為等は業務に含まないと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	様式 3、4 の業務実績において、国等発注の研究施設や工場は、同種・類似業務として採点対象に入りますか。	研究施設は採点対象に含みますが、工場は含みません。
27	同上(様式 3,4 の業務)において、民間の高等学校は、同種・類似業務として採点対象に入りますか。	対象になります。
28	同上において、事実上改築・新築ですが、確認申請上は増築となっている物件は、採点対象に入りますか。	事実上改築・新築が添付書類で確認できれば対象になります。
29	同上において、業務実績の類似業務と同種業務では、採点に差が出ますか。	回答 4 を参照してください。
30	様式 3 において、民間の物件で管理技術者等の通知の写しがない場合、採点対象に入りますか。	通知の写しがない場合は、確認できる関係書類の写しを添付してください。
31	様式 4 の専任性(手持ち業務)について、会社の手持業務ではなく、管理技術者の手持業務数で間違いありませんか。	お見込みのとおりです。
32	同上について、プロポーザル参加者の管理技術者同士の手持業務数の多寡が採点基準となるのでしょうか。	お見込みのとおりです。